

はじめに

犬と猫、どちらも約5000年くらい前から、人間の友達として生きてきた仲間です。しかし、最近人間と猫との間でトラブルが顕在化しております。

すみついた猫に誰かがエサをやっている、子猫がたくさん生まれ、誰も世話をすることができない、庭や花壇にふんをして困る、鳴き声がうるさい、至る所に糞をする、悪臭がする、などなど発生してくる問題は後を絶ちません。

少子高齢化社会の到来、都市化による地域の結びつきの希薄化などから、心の癒しを求めて猫を飼う人が増えてきたからなののでしょうか。

猫の場合、犬と違って、つないで飼う義務や登録義務もなく、飼養にあたっての法的規制はありません。

トラブルが発生しても、明確なルールがないまま、行政が室内飼い、不妊去勢手術等するよう助言するにとどまり、根本的な解決策を見いだすことができませんでした。

猫による被害を受けている人は、猫が来ないように自衛策を講ずるしかなく、また、不幸な猫が増えることに心痛める人は、個人で不妊去勢手術を行い、経済的な負担を強いられるという状態が続いています。

さらに、県動物保護管理センター（以下、「センター」という）には、ここ数年、1000頭余りの、飼えなくなった猫や、自活不能な生後間もない子猫、負傷した猫などが引き取られており、そのほとんどが致死処分されております。

こうした問題の解決には、地域住民の方々の主体的な関わりが必要不可欠です。

猫にかかる問題を地域の生活環境上の問題としてとらえ、地域の特性や住民の方々の意志を踏まえながら地域でルールを作り、県、市町、ボランティア、民間の団体等と適切に連携協働していく仕組みづくりが必要です。

そこで、今回、人と猫との共生について、地域全体の合意と協力が得られるよう努め、もって地域の生活環境を良好に保持し、同時に不幸な猫の数を減らす取り組みを支援するため、「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」を策定しました。

